健生発 1117 第３号
令和８年 11 月 17 日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の公布について（通知）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 157 号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布されました。

改正省令の趣旨等については下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関等に対する周知方お願いします。

記

第１　改正の趣旨

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸をいう。以下同じ。）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸をいう。以下同じ。）については、食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和７年環境省令第 19 号）及び水道法施行規則の一部を改正する省令（令和７年環境省令第 20 号）により、水道水の水質基準項目及び定期検査対象項目とされ、令和８年４月１日から施行された。

一方、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）には、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の適用対象とならない地下水等を飲料水として利用する施設が一部に存在する。

このため、水道法に基づく管理が及ばない地下水利用施設についても、利用者の健康保護及び衛生的環境の確保の観点から、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第２号。以下「規則」という。）を改正し、PFOS 及び PFOA を定期水質検査項目として追加することとしたものである。

第２　改正の概要

規則第４条第１項第４号ニに規定する定期水質検査項目（３年以内ごとに１回、定期に、検査を行うこととしている項目）に、PFOS 及び PFOA を追加する。

第３　留意事項

（１）対象施設の考え方

本改正は、規則第４条第１項第４号ニにおいて検査することとなっている地下水等を飲料水として利用する施設を対象とするものである。水道法に規定する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする施設については、同法に基づく PFOS 及び PFOA の管理が既に実施されていることから、本改正は当該施設への追加的な負担を目的とするものではない。

（２）初回検査の取扱い

PFOS 及び PFOA を新たに定期検査項目に追加することから、３年以内ごとに１回、定期に検査を行うこととなるが、本改正の重要性に鑑みて、地下水等を利用する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものについて、早期かつ確実に検査が実施されるよう対応されたい。具体的には、改正省令の施行後１年以内の早期に初回検査が実施されるよう、各自治体においては、

・管内における地下水等を利用する特定建築物の把握
・検査の対象となり得る施設への本改正内容の周知と早期検査実施の依頼
・検査結果の把握

に取り組まれたい。

なお、各自治体のこれらの取組状況については、今後、厚生労働省において、実態調査を行う予定であるため、その際には御協力をお願いする。

（３）検査及び精度管理について

建築物衛生関係法令においては、水質検査について、水道法関係法令における検査方法との整合を図ることとしていることから、PFOS 及び PFOA についても、水道法関係法令における検査方法に準じて実施することを想定している。このため、PFOS 及び PFOA について制度上特別な取扱いをすることや、他の水質基準項目を超える精度管理を行うことを新たに求めるものではない。従来の水質基準項目と同様に、適切な検査方法及び精度管理の下で実施されたい。

（４）基準超過時等の対応

PFOS 及び PFOA の基準超過等が確認された場合には、原因究明と並行して暴露防止措置を講じつつ、水質改善に向けた対応を進めていくことが重要である。

そのため、特定建築物における水質検査の未実施や、基準に適合しない水の供給に関しては、違反の状況を踏まえつつ、自治体において報告徴収、立入検査、行政指導、改善命令等の必要な対応を実施していくことが必要である（法に基づく権限行使等）。

具体的な対応については、すでに、水道事業者等が対応する際のマニュアルとして、水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル（国土交通省）、水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について（国土交通省）、PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（環境省）、飲用井戸等衛生対策要領（環境省）等が活用されており、これらを踏まえて対応されたい。

これらのマニュアルにおいては、水質検査結果の確認及び再検査、関係者への情報提供及び関係機関への報告、必要に応じた飲用制限を伴う応急給水、水質検査の強化、代替水源への切替え、浄水処理の強化等の応急対策並びに継続的なモニタリングの実施、水質改善措置等について記載されており、考え方の概要については、別添「PFOS及びPFOA基準超過時の基本的な対応」（第１回生活環境審議会生活環境部会資料５スライド８を基に作成）にて整理しているため、参考とされたい。

なお、改正省令の施行後の状況や自治体等の意見も踏まえ、必要に応じて追加的な周知・整理について検討することとしている。

第４　施行期日

改正省令は、公布の日から起算して６月を経過する日（令和９年５月17日）から施行する。

以上

PFOS及びPFOA基準超過時の基本的な対応

基本的な考え方

○　特定建築物における水質検査の未実施や、基準に適合しない水の供給に関しては、違反の状況を踏まえつつ、自治体　において報告徴収や行政指導等、必要な対応を実施していくことが重要。（建築物衛生法に基づく権限行使等）

○　水道等におけるPFOS及びPFOAの基準超過に係る対応については、国土交通省においてマニュアルや対応事例が整理されている。検査強化等による原因究明と並行して、暴露防止措置を講じつつ水質改善に向けた対応を短期的・中期的に行っていく内容となっており、特定建築物における基準超過についても、参考となる。

【建築物衛生法に基づく権限等】

●定期測定義務（法第４条）

↓

未実施又は基準超過

↓

●報告徴収・立入検査（法第11条）

↓

（●行政指導）

↓

●改善命令等（法第12条）

〔必要な措置の命令、使用の停止又は制限〕

（※）報告徴収・立入検査の実施を前提として、

①特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ

②利用者の健康を損なう、そのおそれがあるなど環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるとき　　に実施可能

●罰則（法第16条）

（※）報告徴収・立入検査の拒否、虚偽等、改善命令等へ違反した場合

※「供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる」こととされている（建築物衛生法施行規則第４条第１項第８号）

【水質事業者等によるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ対応マニュアル】

（令和８年３月国土交通省）

給水栓などにおいて、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが水質基準値超過又はそのおそれが判明した場合の対応について記載（飲料水供給施設・飲用井戸等についても整理）

水質基準値超過

↓

応急的対応

●水質検査結果の確認／再検査

↓

●住民への情報提供／関係機関への報告

↓

（●必要に応じ飲用制限を伴う応急給水等）

↓

●応急対策（水質検査の強化、代替水源への切替／混合による希釈、浄水処理の強化等）

↓

中期的対応

●モニタリングの実施・継続

↓

（●必要に応じ施設整備による代替水源への切替・混合／浄水処理施設の導入等）

水質改善に向けた対応の手法

・粒状活性炭処理
・イオン交換処理
・代替水源利用
・上水道利用

等

（参考資料）水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル（国土交通省）／水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について（国土交通省）／PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（環境省）／飲用井戸等衛生対策要領（環境省）

別添

○厚生労働省令第百五十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第二号イの規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（飲料水に関する衛生上必要な措置等） 第四条　令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ～ハ　（略） ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十一の項まで及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 五～八　（略） 2　（略）	（飲料水に関する衛生上必要な措置等） 第四条　令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。 一～三　（略） 四　地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。 イ～ハ　（略） ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 五～八　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。